

岩沼市男女共同参画基本計画

～誰もが輝けるまち いわぬまをめざして～



岩 沼 市

目 次

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の基本理念	3
3 計画の期間	4
4 計画の位置付け	4
5 計画への取組	4
6 計画の評価指標	5

第2章 男女共同参画の実現のための施策

施策の体系	6
基本目標Ⅰ 社会全体における男女共同参画の実現	10
1 政策等の立案及び意思決定の場における男女共同参画の推進	10
2 男女の固定的役割分担意識の解消	11
基本目標Ⅱ 家庭における男女共同参画の実現	14
1 共に築く家庭生活への支援	14
2 子育て環境の充実への支援	16
3 介護環境等の充実への支援	18
4 あらゆる暴力の根絶への取組	21
5 男女の生涯にわたる心と身体健康支援	23
基本目標Ⅲ 地域における男女共同参画の実現	24
1 男女共同参画の視点を踏まえた復興への取組	25
2 男女が共に自立して支え合うまちづくり	26
3 防災計画・活動における男女共同参画の推進	27
4 男女共同参画の視点に立った地域に暮らす外国人の支援	27
基本目標Ⅳ 教育の場における男女共同参画の実現	28
1 あらゆる教育の場における男女共同参画の実現	29
基本目標Ⅴ 職場における男女共同参画の実現	30
1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保	31
2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	31
3 職業能力開発の支援	32

基本目標Ⅵ 農林業・商工自営業における男女共同参画の実現	33
1 経営への女性の参画推進	35
2 起業支援	35

第3章 推進体制

1 庁内推進体制の整備	36
2 計画を効果的に進めるための取組	36
3 計画の推進体制図	37

—資 料—

世界・国・県・市の動き	38
参考指標	39
男女共同参画社会基本法	40
岩沼市男女共同参画推進条例	44
計画策定までの経過	49
岩沼市男女共同参画審議会委員名簿	50

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

人は誰でも人として尊重され、人間らしく個性豊かに生きる権利を持っています。これは、性別に関わりなく全ての人に与えられた権利です。

我が国では、日本国憲法に「個人の尊重と法の下での平等」がうたわれ、男女平等の実現に向けて「育児・介護休業法」の施行や「男女雇用機会均等法」の改正などの法整備が図られました。さらに、平成11年には「男女共同参画社会基本法」（以下「法」という。）が制定され、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策や地域の特性に応じた施策を策定し、実施するという地方公共団体の責務が定められました。

本市においても、平成16年度を初年度とする新総合計画で「男女共同参画社会の推進」を掲げ、市民の意識向上と理解を深める事業等を進めてきましたが、性別による役割分担意識や社会制度・慣習は依然として残っています。このことは、女性の人間としての尊厳や基本的人権を侵害するだけではなく、男性にとっても多様な生き方の選択を狭め、個性を発揮する上での障害になっています。これからは、「一人の人間として大切にされる」ことを根本に、市民、事業者、行政、それぞれの立場において男女共同参画社会を実現することが求められています。

このような考え方に基づき、本市が新たな社会の形成に向けて、全市的に取り組むべき基本的条項を規定するため、平成24年3月に「岩沼市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定しました。この条例の趣旨を具体的施策として総合的かつ計画的に推進するため、「岩沼市男女共同参画推進基本計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

2 計画の基本理念

計画の基本理念は、男女共同参画を推進する基本理念として条例に明記する6つの事項に、東日本大震災（以下「震災」という。）からの復興が最優先課題であることを考慮し「復興における男女共同参画の推進」を加えた7つとします。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的にも間接的にも性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及び性同一性障害がある人その他多様な性を持つ人の人権についても配慮すること。
- (2) 暴力の根絶 男女が互いに人権を尊重し、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）、セクシュアル・ハラスメント等の男女間のあらゆる暴力的行為の根絶が図られるように努めること。
- (3) 社会における制度又は慣行の見直し 性別による固定的な役割分担意識から生まれる社会における制度又は慣行の見直しに努め、男女が多様な生き方を選択することができるよう配慮すること。
- (4) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、政策及び方針の立案並びに決定の場に共同して参画する機会が確保できるように配慮すること。

- (5) 家庭生活、学校、職場等の活動の両立 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活、学校、職場、地域等の活動を両立させることができるようワーク・ライフ・バランスに配慮すること。
- (6) 国際的協調 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向に留意するとともに、地域在住外国籍の市民の人権保障及び男女共同参画の実現に配慮すること。
- (7) 復興における男女共同参画の推進 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場及び組織への女性の参画を促進するとともに、子ども、障害者等あらゆる人が住みやすい共生社会の実現に配慮すること。

3 計画の期間

計画の期間は、平成25年度から平成30年度までの6年間とします。

なお、社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しをしていきます。

4 計画の位置付け

計画は、法第14条第3項の規定により、国の男女共同参画基本計画及び宮城県男女参画基本計画を考慮しながら定める本市の計画です。

5 計画への取組

計画は、施策を理解しやすくするために、社会全体、家庭、地域、教育の場、職場、農林業・商工自営業の6つの分野に分け、それぞれに基本目標を定め、男女共同参画の推進に取り組んでいきます。まずは、男女共同参画という「言葉」と「内容」を理解していただくことから始め、あらゆる個人や団体と連携・協働し、男性も女性も地域、学校、職場等でいきいきと暮らすことができるよう順次取り組みを行います。

6 計画の評価指標

項目		目標値		現況 (調査年度)	総合計画の 目標値 (H25まで)	宮城県 目標値
		中間年 (H27)	6年後 (H30)			28年度
各種審議会等における女性の割合		40%	50%	33.3% (H24)	50%	30%
市防災会議委員における女性の割合		20%	30%	16.6% (H23)		
家族経営協定※1 締結 農家の数		5戸	8戸	3戸 (H21)		600戸 (県で)
市の管理職における 女性の割合		10%	20%	7.7% (H24)	10%	
岩沼市職員の 育児休暇取得率※2	男性	5%	10%	0% (H23)		
	女性	100%	100%	100% (H23)		
市民満足度調査における「男女共同参画 社会の推進」に係る 満足度、重要度のポイント（最高ポイントは「6」）		満足度 4.000 重要度 4.200	満足度 4.200 重要度 4.400	満足度 3.767 重要度 4.107 (H23)		

※1 家族経営協定：農業に携わる家族全員が、意欲とやりがいを持って経営に参画し、その能力を発揮するため、経営方針や営農計画、役割分担、収益の分配、働きやすい就業条件、将来の経営移譲などを家族間で十分に話し合い、取り決めるもの。

※2 育児休暇取得率は、調査前年度中に本人（男性の場合は配偶者）が出産し、調査時点までに育児休業を開始した者の割合

第2章 男女共同参画の実現のための施策

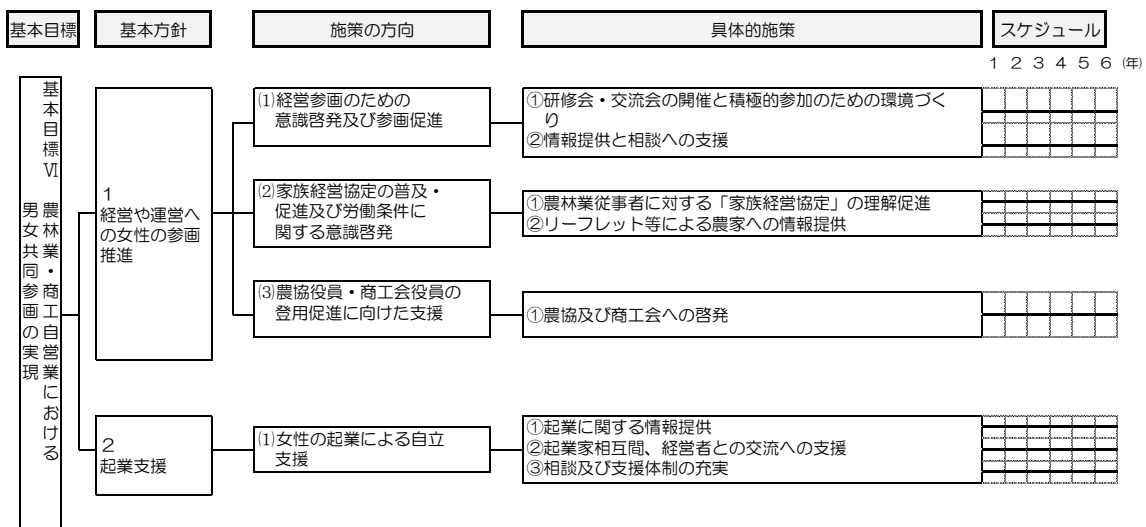
施策の体系

男女共同参画の実現に向けての基本目標を社会全体、家庭、地域、教育の場、職場、農林業・商工自営業の6つの分野ごとに設け、その目標に近づくための基本方針や具体的施策を掲げます。

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	スケジュール
				1 2 3 4 5 6 (年)
基本目標Ⅰ 社会全体における男女共同参画の実現	1 政策等の立案及び意思決定の場における男女共同参画の推進	(1)市の審議会等委員の均等な男女比率の促進	①女性委員の登用率の向上 ②女性委員のいない審議会等の解消 ③委員公募制の推進	
		(2)市の審議会等における女性委員長の登用促進	①男女双方の意識の向上啓発	
		(3)市職員の男女均等な管理職への登用促進	①男女平等な研修及び能力開発の機会付与 ②性別に関わらず能力・適性を重視した登用と職域の拡大	
		(4)男女共同参画の視点を持った人材の育成	①意識改革のための学習機会の拡大と推進	
	2 男女の固定的役割分担意識の解消	(1)慣習・慣行を見直すための啓発と学習機会の提供	①広報いわぬま等による意識啓発 ②講座、ワークショップの開催 ③市民フォーラムの開催	
		(2)男女共同参画に関する調査・研究情報の提供	①調査・研究の実施と結果の公表 ②図書館、生涯学習施設等の資料充実	
		(3)市の情報メディアでの男女平等意識への配慮	①市が作成する刊行物等の表現に関するマニュアルの作成	
基本目標Ⅱ 家庭における男女共同参画の実現	1 共に築く家庭生活への支援	(1)男女が協力し、責任を負うという意識の啓発	①広報いわぬま等多様な媒体や機会を通じた広報、啓発	
		(2)男性の家庭生活への参画促進	①家事能力向上のための講座等の開催 ②働く男性が参加しやすい講座等への配慮	
	2 子育て環境の充実への支援	(1)仕事と家庭・地域生活の両立に向けた意識の啓発	①広報いわぬま等多様な媒体や機会を通じた広報、啓発	
		(2)安心して子育てができる環境の整備	①多様な保育サービスの提供、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターの充実、子育て支援のネットワーク・連絡協議会等の設立と有効活用等、次世代育成支援行動計画※1に基づく関係施策の推進	
	3 介護環境等の充実への支援	(1)介護を社会的に支える体制の整備	①各種在宅サービスの充実、相談体制の整備、介護保険サービスの円滑な運営など高齢者福祉計画・介護保険事業計画※1等に基づく関係施策の推進	
		(2)高齢者の社会参加と生きがいつくりの推進	①仲間づくり、生きがいつくりの活動支援など高齢者福祉計画・介護保険事業計画等に基づく関係施策の推進	
		(3)人にやさしいまちづくりの推進	①バリアフリー化の推進 ②男女隔たりなく、介護の悩み等を相談できるような地域、隣人の協力や見守りの体制づくりの推進	
	4 あらゆる暴力の根絶への取組	(1)県・他市等と連携した緊急一時保護や自立支援等、暴力被害者に対する支援強化	①一時保護施設の活用 ②被害者に対する生活・就業等の自立のための支援	
		(2)警察・医療機関等関連機関との連携強化と迅速かつ適切な対策の実施	①関係機関の定期的な情報交換による情報共有 ②関係機関との連携による被害者の安全確保 ③相談しやすい体制の整備 ④被害者の個人情報保護体制の徹底 ⑤メディア・リテラシーの向上	
		(3)DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメント等根絶のための啓発活動の推進	①相談体制の充実 ②広報いわぬま等多様な媒体や機会を通じた広報、啓発	
	5 男女の生涯にわたる心と身体の健康支援	(1)男女の生涯にわたる健康の保持・増進	①健康教室の開催 ②特定健康診査の受診率向上 ③「岩沼市健康づくり市民計画」に基づく健康づくり運動の実施 ④心身の健康維持の支援強化 ⑤子どもの健康の管理・保持増進	
		(2)妊娠・出産等に関する健康への支援	①妊娠・出産期における経済的負担の軽減制度の周知 ②相談体制や相談内容の充実と制度周知	
		(3)HIV（エイズ）、性感染症に関する対策の推進	①県(保健所)が実施する検査や相談等に対する支援	

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	スケジュール						
					1	2	3	4	5	6 (年)
基本目標Ⅲ 地域における男女共同参画の実現	1 男女共同参画の視点を踏まえた復興への取組	①復興のあらゆる場・組織への女性の参画推進	①復興に関する政策・方針の決定過程への参画拡大 ②復興計画づくり、まちづくりなどの現場での女性の意見が反映できる環境整備							
		②子ども、障害者等、あらゆる人が住みやすい共生社会の推進	①女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応 ②多様な人々の意見が反映しやすい環境の整備							
		③震災被災者のストレス軽減、心のケア等の支援	①交流の場づくりの支援 ②生きがいづくりの支援 ③相談体制の充実 ④保健師等による巡回相談の実施							
		④地域課題の解決等への支援	①NPOや市民活動団体の立ち上げ、起業等への支援							
	2 男女が共に自立して支え合うまちづくりの推進	①あらゆる人の人権が尊重される社会を目指すための広報、啓発	①広報いぬめま等多様な媒体や機会を通じての広報、啓発							
		②様々な人が力を発揮でき、地域活動に参加しやすい環境づくりの推進	①男女共同参画の視点に立った市民協働の推進 ②男性の地域活動への参画支援 ③退職者の地域活動への参画支援 ④地域の町内会、自治会役員等への女性参画の推進 ⑤防犯活動・高齢者の見守り活動、子育て支援等地域活動への男女とも多様な年齢層の参加促進							
		③高齢者、障害者等が住みやすいまちづくりの推進	①地域と学校、家庭等が連携して、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備 ②一人暮らし世帯等地域から孤立する可能性がある全ての人や家庭が安心して暮らすための見守り、買い物支援、災害時支援等の実施 ③高齢者の積極的な社会参画を促進するための広報、啓発 ④障害者が地域で自立して暮らすための日常生活や社会生活の支援							
	3 防災計画・活動における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点に立った防災計画の策定	①女性委員の登用促進 ②多様な人々の意見が反映しやすい環境の整備							
		②防災に関するあらゆる会議等への女性参画の推進	①防災に関する政策・方針の決定過程への参画拡大 ②地域の自主防災組織への参画の推進							
	4 男女共同参画の視点に立った地域に暮らす外国人への支援	①多文化共生社会の形成促進	①日本語講座の開催 ②人権相談所の設置と内容の充実 ③外国人や外国人の親を持つ子どもの就学及び就学上の困難に対する実態に即した支援 ④多言語での情報提供や相談体制の整備 ⑤気楽に集まることのできる場の提供を通じた情報交換や文化交流の推進							

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	スケジュール					
				1	2	3	4	5	6 (年)
基本目標Ⅳ 教育の場における男女共同参画の実現	1 あらゆる教育の場における男女共同参画の実現	①将来にわたり、男女の別なく能力や個性を生かせる教育の推進	①男女の別なく能力や個性を生かす教育内容や生活指導の充実 ②学校全体で男女平等教育に取り組む体制づくりの推進 ③教職員への意識啓発と研修の場の充実 ④主体的に情報を収集し、判断できる能力の育成の推進 ⑤互いを思いやる教育、人権教育の充実						
		②子どもたちの成長にあわせた地域連携による学習機会の拡充	①PTAや保護者会の活動等を通じた男女平等教育への保護者の理解促進 ②保育所（園）、幼稚園、学校、家庭等の地域連携による男女共同参画の教育・学習機会の充実 ③人との関わりを重視した地域連携による子どもを見守る体制の構築						
		③健康教育の推進	①専門機関における相談の充実、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用等学校における相談体制の整備 ②性に関する教育の充実						
基本目標Ⅴ 職場における男女共同参画の実現	1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保	①男女雇用機会均等法等関係法令の周知	①事業者に対する働きかけ ②リーフレット等による啓発						
		②セクシュアル・ハラスメント等の防止	①国・県等相談機関の周知						
		③ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進	①関係機関と連携した事業者への啓発 ②男女共同参画推進に取り組む事業者表彰等の制度検討						
	2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	①育児・介護休業法や制度の啓発、利用促進	①育児・介護休業法や両立支援制度に係る周知・啓発 ②育児・介護休暇の利用促進のための啓発						
		②育児・介護休業制度の利用しやすい職場環境づくりの推進	①事業者への啓発 ②育児・介護休暇取得率の高い事業所の取組紹介 ③他の企業の模範となるよう岩沼市役所による育児・介護休暇取得の推進						
		③ワーク・ライフ・バランスに向けた意識啓発	①広報いわぬま等多様な媒体や機会を通じた広報、啓発						
	3 職業能力開発の支援	①職業能力開発に向けた機会及び情報の提供	①女性の求職の意向やニーズ等の情報提供 ②再就職のための情報提供						
		②パートタイム労働者等の不安定な雇用環境の改善	①関係機関との連携による事業者への法律や制度の周知並びに各種情報の提供						
		③ひとり親家庭の就業及び自立への支援	①経済的支援及び家庭と仕事の両立支援策の優先的な適用 ②各種関連情報の提供						



上記に掲げる施策体系については、中長期的に継続して取り組むべき項目を掲げていますが、実効性のある計画とするために、平成27年度の間年までに、特に優先的・重点的に取り組んでいくものとして、次の6項目を掲げます。

- ・ 政策等の立案及び意思決定の場における男女共同参画の推進
（基本目標1―1）
- ・ 子育て環境の充実への支援
（基本目標2―2）
- ・ 介護環境等の充実への支援
（基本目標2―3）
- ・ あらゆる暴力の根絶への取組
（基本目標2―4）
- ・ 男女共同参画の視点を踏まえた復興への取組
（基本目標3―1）
- ・ 防災計画・活動における男女共同参画の推進
（基本目標3―3）

基本目標Ⅰ 社会全体における男女共同参画の実現

1 政策等の立案及び意思決定の場における男女共同参画の推進

現状と課題

政策・方針の決定過程における女性の参画を示す指標の1つとして、各種審議会等における女性登用率があげられます。本市においては、各種審議会等の女性登用率は33.3%となっており（平成24年4月1日現在）、宮城県内市町村平均の27.3%を上回るものの、新総合計画で目標とする50.0%にはまだ至っていません。さらに、女性が委員長の委員会等は2つのみで、非常に少ない状況にあり、女性委員が全くいない審議会も2つあります。また、市議会議員の女性が占める割合は11.1%（18名中2名：平成24年4月1日現在）のみとなっている現状です。様々な人の立場を考慮した政策の立案・実施ができるよう、意思決定の場における女性の参画比率を高める必要があります。

一方、市職員の管理職の女性登用率は7.7%（平成24年4月1日現在）で、宮城県市町村平均の14.6%（平成24年4月1日現在）と比べるとかなり低い状況にあります。

施策の展開

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
(1)市の審議会等委員の均等な男女比率の促進	① 女性委員の登用率の向上 ② 女性委員のいない審議会等の解消 ③ 委員公募制の推進	関係各課
(2)市の審議会等における女性委員長の登用促進	① 男女双方の意識の向上啓発	関係各課
(3)市職員の男女均等な管理職への登用促進	① 男女平等な研修及び能力開発の機会付与 ② 性別に関わらず能力・適性を重視した登用と職域の拡大	政策企画課
(4)男女共同参画の視点を持った人材の育成	① 意識改革のための学習機会の拡大と推進	政策企画課 さわやか 市政推進課

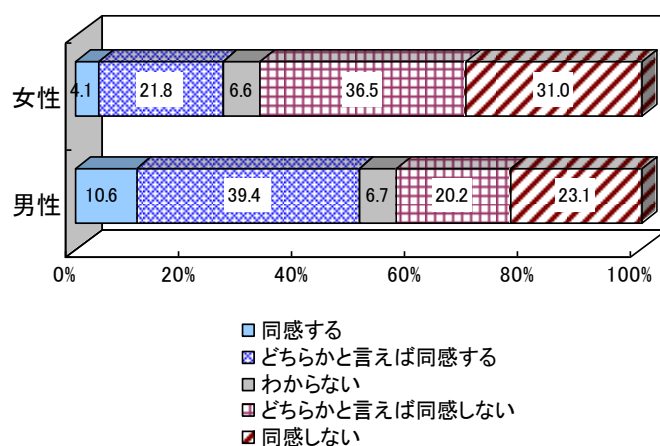
2 男女の固定的役割分担意識の解消

現状と課題

資料1では、「男は仕事、女は家庭」という考え方についての設問に対し、「同感する」、「どちらかと言えば同感する」と回答した人は、男性 50%、女性 26%となっており、男性の半数が同感の意向を示したのに対し、女性は「同感しない」、「どちらかと言えば同感しない」が 68%を占め、男女で意識が大きく異なることが明らかとなりました。資料2の内閣府調査でも、男女の意識が異なることが分かります。

資料1

「男は仕事、女は家庭」という考え方について

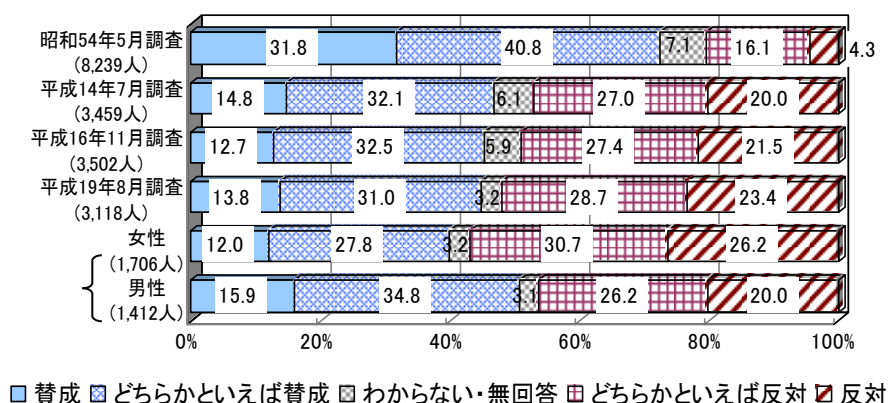


《市民アンケート調査※¹より》

資料2

内閣府調査 固定的性別役割分担意識＜経年変化＞

(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである)

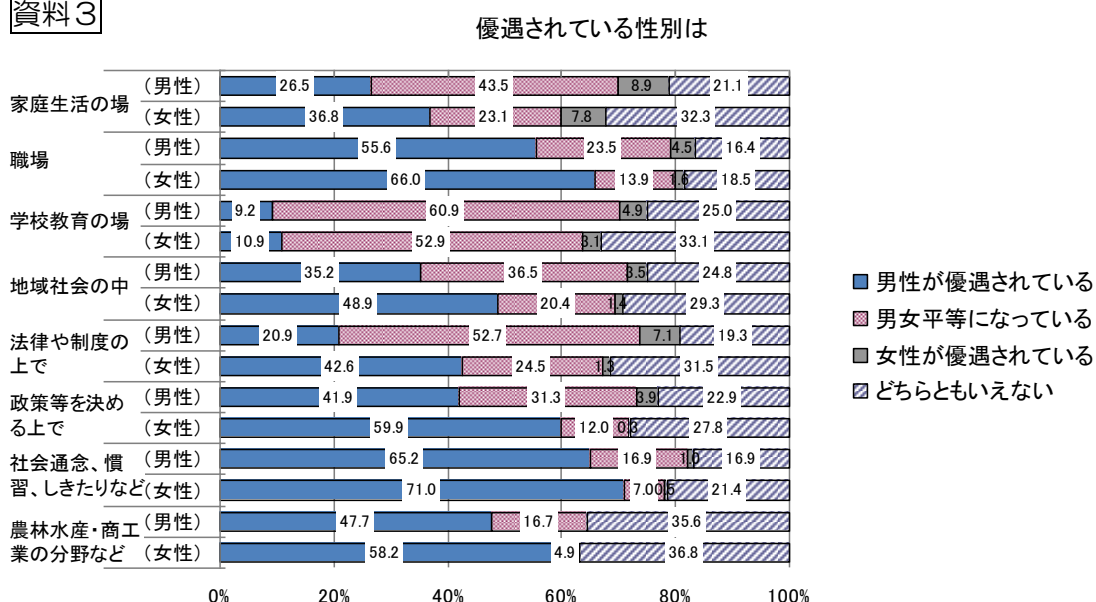


※1 市民アンケート調査：平成21年1月に、岩沼市が男女共同参画の推進のため郵送により実施した市民意識調査。20歳～75歳の男女2,000人（各1,000人）対象。回収率35.9%。

また、資料3では、「優遇されている性別は」という設問に対し、「男女平等になっている」との回答が男女ともに多かったのは「学校教育の場」くらいであり、その他の項目では、ほとんどの分野で「男性が優遇されている」の回答割合が最も多く、特に「職場」、「社会通念、慣習、しきたり」では、男女とも半数以上になることから、男性優遇の社会となっていると言えます。また、「家庭生活の場」と「法律や制度の上で」では、男性は「男女平等になっている」が多く、女性は「男性が優遇されている」の回答が多いことから、男女の間で意識の差がある状況が明らかとなりました。

これらの結果から、男女共同参画という言葉の普及もまだまだ低く、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識の解消に向けて、特に男性側への働きかけが必要なことが分かりました。男女の固定的役割意識を解消することは、男女共同参画を推進する上で大きな課題と言えます。行政、民間及び市民一人ひとりが努力し、具体的施策に取り組むことによって改善していく必要があります。

資料3



《市民アンケート調査より》

施策の展開

施策の方向	具体的施策	施策に関係する 市の部署
(1)慣習・慣行を見直すための啓発と学習機会の提供	① 広報いわぬま等による意識啓発 ② 講座・ワークショップの開催 ③ 市民フォーラムの開催	さわやか 市政推進課
(2)男女共同参画に関する調査・研究、情報の提供	① 調査・研究の実施と結果の公表 ② 図書館、生涯学習施設等の資料充実	さわやか 市政推進課 生涯学習課
(3)市の情報メディアでの男女平等理念への配慮	① 市が作成する刊行物等の表現に関するマニュアルの作成	さわやか 市政推進課

基本目標Ⅱ 家庭における男女共同参画の実現

1 共に築く家庭生活への支援

現状と課題

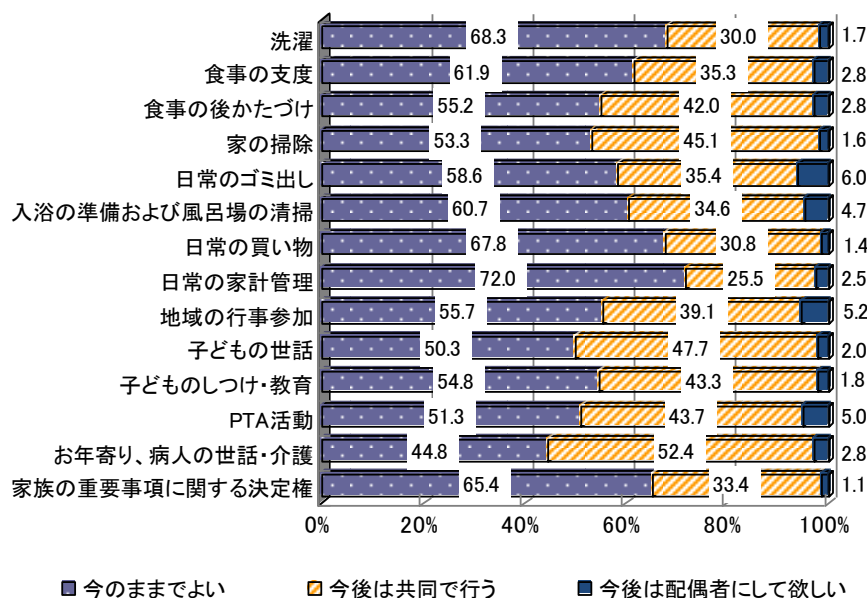
「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識については、男女が平等に負担する意識で特に男性の方が低い現状であり、市民アンケート調査の自由記載でも、固定的性別役割分担意識の解消を望む声が多数寄せられました。

また、資料4では、「配偶者との役割分担は今後どうあるべきと思うか」という設問に対し、子どもの世話・介護について、今後は共同で行いたいという回答が多いとの結果でした。子育て・介護において、特に夫婦で積極的に参加するための方策を考えていく必要があります。

「子育ては女の仕事」と言われ、家庭内の子育ては孤立しがちで、男性の協力が得られないこともあります。資料5「男女が共に仕事と家庭を両立させていくために必要なこと」では、「夫婦の間で家事分担等について十分話し合う」との回答が最も多くなっており、夫婦間での協力が求められています。

男女が共に社会に参画していくためには、まずは家庭から、共に認め合い、支え合い、対等な立場で家庭生活を営む必要があります。

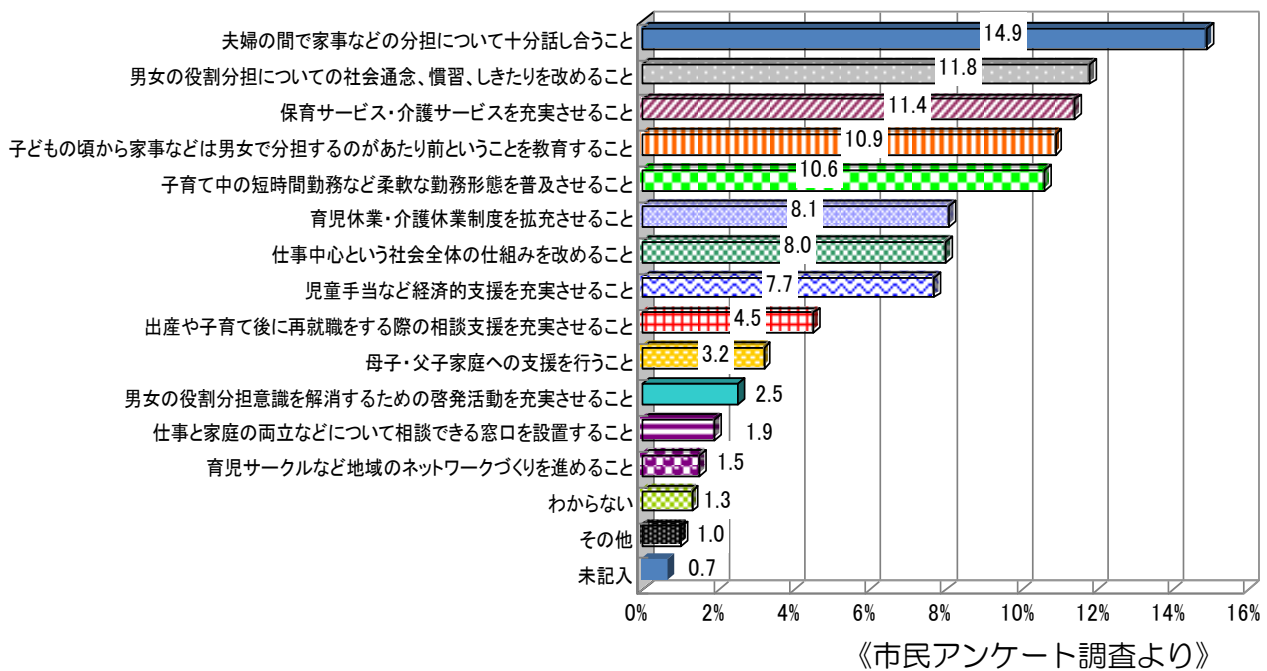
資料4 配偶者との役割分担のあり方



《市民アンケート調査より》

資料5

男女が共に仕事と家庭を両立させていくために必要なこと



施策の展開

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
(1)男女が協力し、責任を負うという意識の啓発	① 広報いわぬま等多様な媒体や機会を通じた広報、啓発	さわやか 市政推進課
(2)男性の家庭生活への参画促進	① 家事能力向上のための講座等の開催 ② 働く男性が参加しやすい講座等への配慮	さわやか 市政推進課 関係各課

2 子育て環境の充実への支援

現状と課題

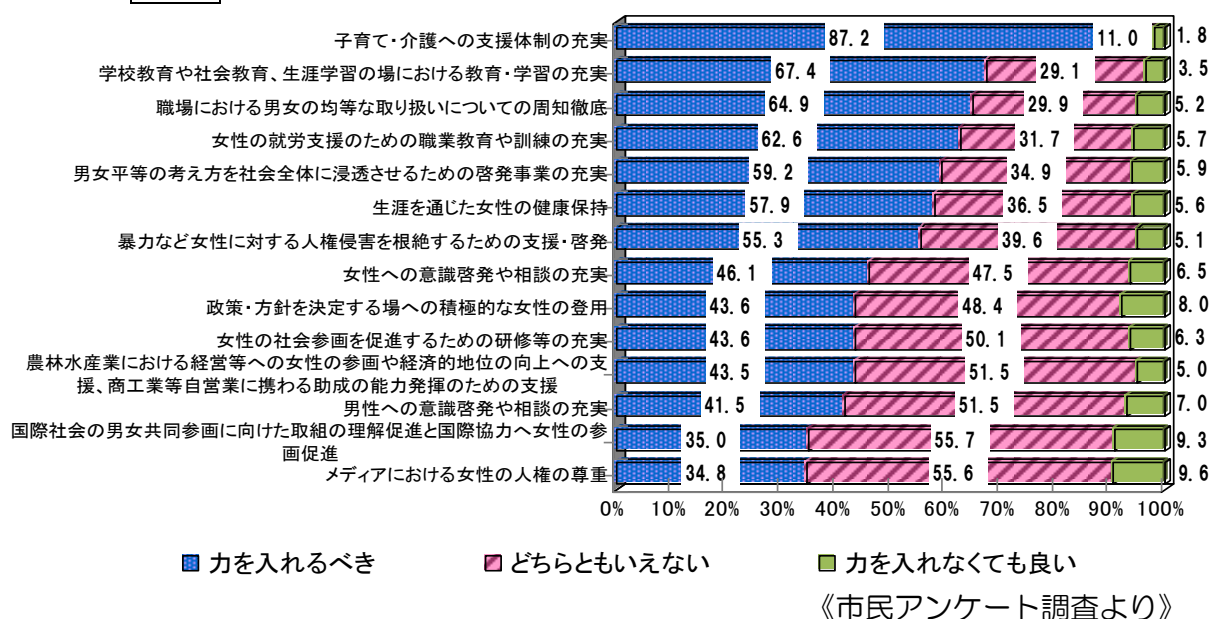
資料6では、「男女共同参画社会実現に向け、市が力を入れるべきこと」の結果から、子育て、介護に関する市民の要望が非常に多いことが分かります。

本市では、平成17年に次世代育成支援行動計画を策定し、具体的な施策を講じています。また、子ども福祉課に登録している民間ボランティアなどにより、子育てに関する取り組みが行われていますが、相談窓口が十分に周知されていないことや対応が限定的となっていること、アンケート調査の自由記載においても相談窓口が分からないなど多くの問題が指摘されていました。平成23年4月、南部地区総合福祉センター「岩沼みなみプラザ」が完成、その中にファミリー・サポート・センター※1も開設されました。子育て応援者養成講座の受講生を中心にセンターに登録する約70名の応援者は、子育て支援の重要な担い手として活躍が期待されています。また、センターは、総合窓口として市民のニーズに合った利用形態となっています。

働きながら子どもを育てる親への支援状況をみると、23年度に関しては、認可保育園の開設により待機児童の解消はできました。しかし、保育サービスは受けているものの、希望する保育所（園）に入所（園）できない状態にあり、更なる利用者ニーズにあったサービスの充実が求められています。特に核家族においては、病児・病後児に対応した施設等の増設、障害児・学童も含め様々な労働・保育環境に対応できるなどの社会サービスの充実が求められています。女性の社会進出にあたり、保育のニーズは増えることが予想され、関係機関が連携し、補完し合う体制づくりが必要です。

資料6

男女共同参画社会実現へ向け、市が力を入れるべきこと



※1 ファミリー・サポート・センター：育児・介護について援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、互いに助け合う会員組織。岩沼市のファミリー・サポート・センターでは、育児面についてのサービスを行う。市は、センターの運営及び会員同士のコーディネートを行う。

施策の展開

施策の方向	具体的施策	施策に関係する 市の部署
(1)仕事と家庭・地域 生活の両立に向け た意識の啓発	① 広報いわぬま等多様な媒体や機会を通じ た広報、啓発	さわやか 市政推進課 子ども福祉課
(2)安心して子育てが できる環境の整備	① 多様な保育サービスの提供、子育て支援 センター、ファミリー・サポート・セン ターの充実、子育て支援のネットワー ク・連絡協議会等の設立と有効活用等、 次世代育成支援行動計画※ ¹ に基づく関係 施策の推進	子ども福祉課 関係各課

※1 岩沼市次世代育成支援行動計画：次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村・都道府県が策定する計画
で、急速な少子化の進行等を踏まえ、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るための計画

3 介護環境等の充実への支援

現状と課題

介護については、同居介護者の約 7 割が女性という結果であり（厚生労働省：平成 19 年国民生活基礎調査より）、女性の負担が多くなっていますが、男性介護者も平成 16 年の 25.1%から平成 19 年には 28.1%と増加しています。

家事と介護をすることになった場合、負担感が大きくなり、介護する側の悩みや苦労は多岐にわたります。全国的には、在宅介護を余儀なくされ離職するケースや、長期にわたる介護により精神的に追い詰められて虐待や自殺に至ることもあり、大きな問題になっています（資料 9、資料 10）。特に男性は、不慣れな家事、人間関係の構築や仕事を失うことで悩むことが多いと言われ、介護虐待の状況を見ても息子による虐待が最も多く（資料 7）、男性介護者への支援が必要です。

本市では、高齢者のみの世帯が増え（資料 8）、老老介護^{※1}が増加しています。一方で、介護施設の待機者は市内居住者 251 名（平成 24 年 1 月末現在）となっています。

介護休業制度を利用できない状況については、「介護休業制度を利用しにくい理由」に「他の従業員の負担増」の回答が最も多く（資料 11）、介護休業制度の利用しやすい仕組みをつくる必要があります。

介護は、突然必要になるケースもあり、介護者が施設やサービスの相談先が分からず困惑することがあります。そのため、介護制度の啓発や施設の充実に加え、相談しやすい体制づくり、介護者・被介護者双方への支援を地域全体で支える仕組みづくりが必要です。

資料 7 虐待者の被虐待高齢者との続柄（全国）

	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 （嫁）	娘の 配偶者 （婿）	兄弟 姉妹	孫	その 他	不明	合計
人数（人）	3,095	910	7,783	2,842	1,323	376	344	783	788	22	18,266
構成割合 （%）	16.9	5.0	42.6	15.6	7.2	2.1	1.9	4.3	4.3	0.1	100.0

資料：平成 22 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省）

※1 老老介護：介護の必要な老人を、老人が看護し世話をすること。

資料8 岩沼市の高齢者のみの世帯数の推移

年（平成）	17	18	19	20	21	22	23
高齢者のみの世帯数	1,632	1,726	1,820	1,951	2,085	2,210	2,300

（各年とも3月末現在）

岩沼市 65 歳以上人口	8,703 人	1 人暮らし	1,167 世帯
在宅 65 歳以上高齢者のいる世帯	5,987 世帯	2 人暮らし	1,236 世帯
高齢者のみの世帯数	2,426 世帯	3 人以上	23 世帯

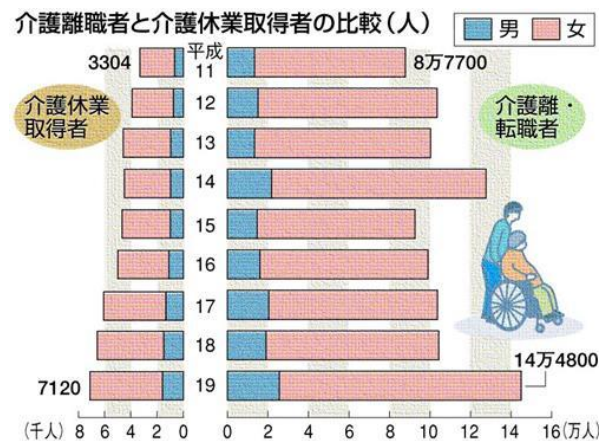
（平成 24 年 3 月末現在）

資料9 介護・看病疲れによる自殺者数（全国）

年齢	男	女	計
0～19 歳	0	0	0
20～29 歳	3	0	3
30～39 歳	8	13	21
40～49 歳	15	16	31
50～59 歳	29	35	64
60～69 歳	56	39	95
70～79 歳	40	32	72
80 歳～	25	6	31
合計	176	141	317

資料：平成 22 年中における自殺の概要資料（警察庁）

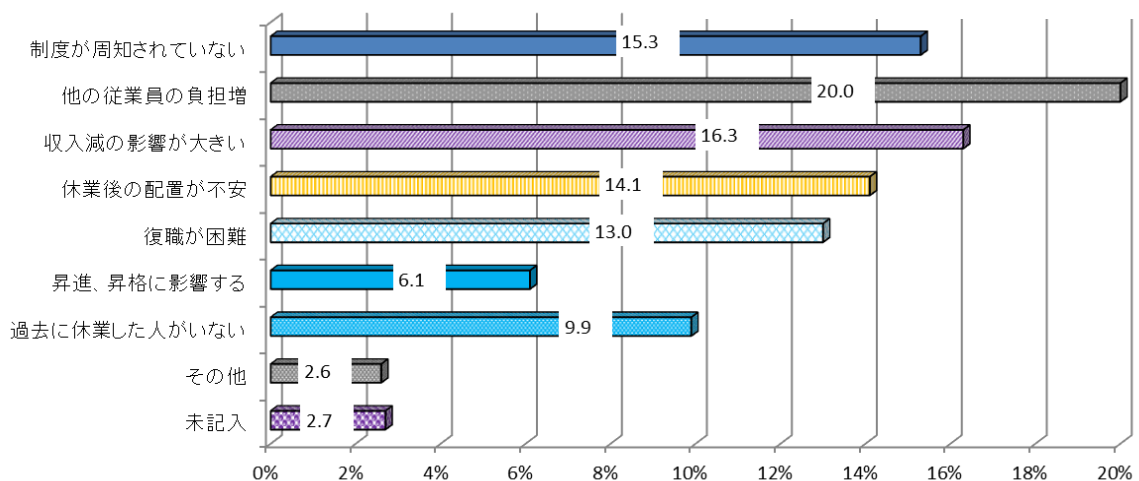
資料10 介護による離職・転職（全国）



資料：産経新聞社（平成 21 年 2 月 2 日掲載）

注：介護離職・転職者は、介護・看護のために離職した人。データは総務省。数値は各年、前年の 10 月から当年 9 月の値。介護休業取得者のデータは厚生労働省。

資料11 育児休業や介護休業を利用しにくい理由



《市民アンケート調査より》

施策の展開

施策の方向	具体的施策	施策に関係する 市の部署
(1)介護を社会的に支える体制の整備	① 各種在宅サービスの充実、相談体制の整備、介護保険サービスの円滑な運営など高齢者福祉計画・介護保険事業計画※ ¹ 等に基づく関係施策の推進	介護福祉課 関係各課
(2)高齢者の社会参加と生きがいの推進	① 仲間づくり、生きがいの活動支援など高齢者福祉計画・介護保険事業計画等に基づく関係施策の推進	介護福祉課 関係各課
(3)人にやさしいまちづくりの推進	① バリアフリー化の推進 ② 男女隔たりなく、介護の悩み等を相談できるような地域、隣人の協力や見守りの体制づくりの推進	関係各課

※1 高齢者福祉計画・介護保険事業計画：高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、今後の中長期的な高齢者及び高齢者を取り巻く状況も視野に入れつつ、施策の考え方及び目標を定める計画

4 あらゆる暴力の根絶への取組

現状と課題

本市におけるDV※¹に関する相談件数は、平成 18 年度から 3 年間は横ばいでしたが、平成 21 年度に大幅に増加しています（資料 12）。また、市民アンケート調査の「人権が尊重されていないと感じること」の自由記載欄をみると、DVに関するコメントが多数書かれています。

結婚前のカップルにおけるデートDV※²の問題も深刻で、暴力を助長する内容のゲームやメディアの影響、今の子どもたちの置かれている不安定な状況等が引き起こしていると言われています。

平成 19 年に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が一部改正され、市町村に対して配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的計画を定めるよう努力義務が課せられました。また、同年の男女雇用機会均等法の改正で、事業主のセクシュアル・ハラスメント※³防止配慮義務は、雇用管理上必要な措置を講じる義務に改められました。

DVや虐待、セクシュアル・ハラスメント等の対策として、予防の啓発や被害者サポートの強化を行っていく必要があります。

震災の被災による DV も心配され、他自治体でのDV被害が報道されている現実を踏まえ、本市としても対策を講じていく必要があります。

資料 12 岩沼市のDV、児童虐待の相談件数（延べ）

年度 (平成)	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
D V の 相 談 件数	14	15	16	85	75	132
児 童 虐 待 の 相談件数	441	393	685	1,133	595	334

資料：岩沼市 子ども福祉課調べ 注）件数は、関係機関等との連絡も含む

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫やパートナー等の親密な関係にある（あった）男性から女性に、または女性から男性に対してふるわれる暴力のこと。

※2 デートDV：同棲していない恋人同士での体、言葉、態度による暴力のこと。

※3 セクシュアル・ハラスメント：性的いやがらせ。特に、職場などで男性から女性に、または女性から男性に対して行われる性的、差別的な言動のこと。

施策の展開

施策の方向	具体的施策	施策に関係する 市の部署
(1)県・他市等と連携した緊急一時保護や自立支援等、暴力被害者に対する支援強化	① 一時保護施設の活用 ② 被害者に対する生活・就業等自立のための支援	子ども福祉課 関係各課
(2)警察・医療機関等関連機関との連携強化と迅速かつ適切な対策の実施	① 関係機関の定期的な情報交換による情報共有 ② 関係機関との連携による被害者の安全確保 ③ 相談しやすい体制の整備 ④ 被害者の個人情報保護体制の徹底 ⑤ メディア・リテラシー※ ¹ の向上	こども福祉課 関係各課
(3)DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメント等根絶のための啓発活動の推進	① 相談体制の充実 ② 広報いわぬま等多様な媒体や機会を通じた広報、啓発	子ども福祉課 さわやか 市政推進課

※1 メディア・リテラシー：情報が流通する媒体(メディア)を使いこなす能力。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと。

5 男女の生涯にわたる心と身体健康支援

現状と課題

男女一人ひとりが生涯にわたって自立した生活を送るためには、心と身体健康支援が必要です。今後も、人生の各段階に応じた適切な健康保持増進が行えるよう、その都度の課題に応じた対策の充実を講じていく必要があります。

施策の展開

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
(1)男女の生涯にわたる健康の保持・増進	① 健康教室の開催 ② 特定健康診査の受診率向上 ③ 「岩沼市健康づくり市民計画」に基づく健康づくり運動の実施 ④ 心身の健康維持の支援強化 ⑤ 子どもの健康の管理・保持増進	健康増進課
(2)妊娠・出産等に関する健康への支援	① 妊娠・出産期における経済的負担の軽減制度の周知 ② 相談体制や相談内容の充実と制度周知	健康増進課
(3)HIV（エイズ）、性感染症に関する対策の推進	① 県(保健所)が実施する検査や相談等に対する支援	健康増進課

基本目標Ⅲ 地域における男女共同参画の実現

- 1 男女共同参画の視点を踏まえた復興への取組
- 2 男女が共に自立して支え合うまちづくりの推進
- 3 防災計画・活動における男女共同参画の推進
- 4 男女共同参画の視点に立った地域に暮らす外国人への支援

現状と課題

地域社会を支えていく上で、地域に根ざした市民の自主的な活動が不可欠です。そのためには、誰もが地域づくりやまちづくりに関心を持ち、自らが進んで参加できる社会的な環境づくりが必要となります。様々な分野で活躍する女性の姿が多く見られるようになったものの、まだまだ私たちの生活に係る政策や方針の決定の場には女性の参画は少ない状況です。女性の参画が増えて、地域社会の活性化の大きな力になるような環境づくりが必要です（資料 14）。

地域における男女共同参画推進を考える上で、最優先の課題は、男女共同参画の視点に立った復興への取り組みです。平成23年3月11日に発生した震災は、我が国観測史上最大規模の地震であり、本市においても死者150名、行方不明者1名、家屋被害4,906戸、被害農地1,240ha（平成23年9月1日現在）という過去に例を見ない極めて甚大な被害が生じました（岩沼市震災復興計画マスタープランの策定の趣旨から引用）。

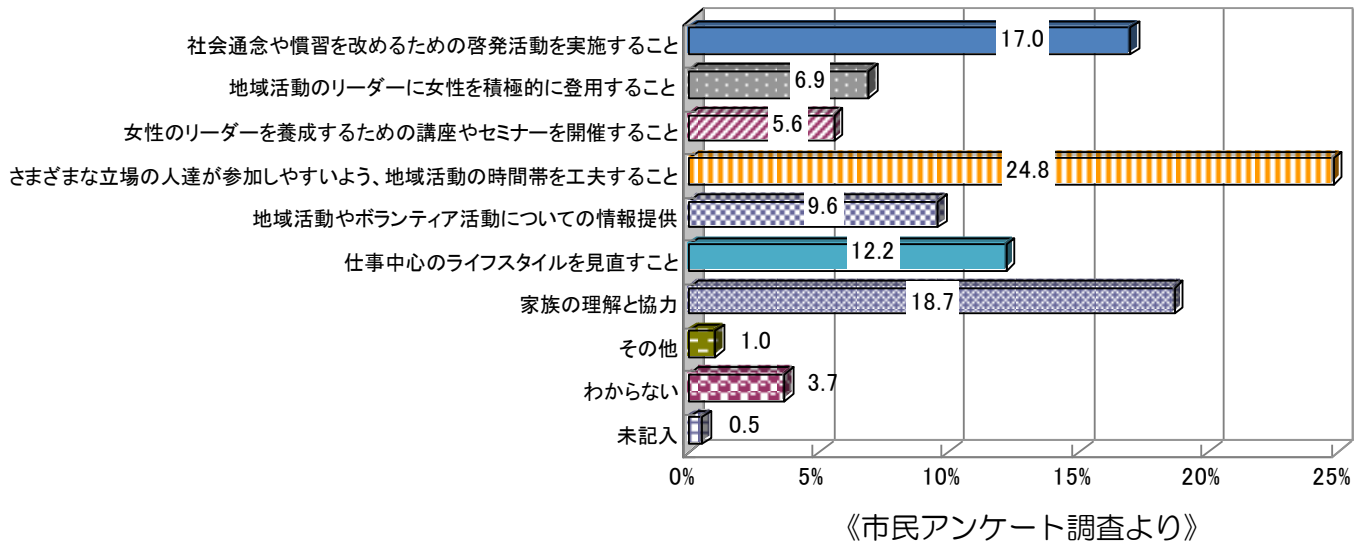
このような未曾有の災害から復興するため、岩沼市震災復興計画が決定されました。言うまでもなく、復興計画を実行、具現化していく上では、性別・年代など幅広く、あらゆる市民の参画と連携が必要となります。今後の復興のまちづくりは、ゼロからのスタートであるがゆえ、今まで遅れ気味であった男女共同参画推進の原点に立ち、復興のあらゆる場、組織で女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を踏まえた震災復興を推進していくことが大切です。

被害の少なかった地域においても、従来からの自主防災組織の組織形態や通常行われてきた防災訓練の効果が十分発揮できたかどうかは疑問です。未曾有の災害に遭遇した現在であるがゆえ、今後の大地震等に備えるための地域の防災計画をもっと現実的、具体的なものに見直す必要があります。

そこでは、具体的な災害時を想定して、家庭や地域での防災活動を企画立案する過程で女性の参画が少ない中で企画立案されることが多かった従来のやり方を改め、計画の見直しに当初から女性が参画し、女性の視点からの防災対策も取り入れる必要があります。

資料 1 4

地域社会において男女共同参画を進めるために必要なこと



施策の展開

1 男女共同参画の視点を踏まえた復興への取組

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
(1)復興のあらゆる場・組織への女性の参画推進	① 復興に関する政策・方針の決定過程への参画拡大 ② 復興計画づくり、まちづくりなどの現場での女性の意見が反映できる環境整備	関係各課
(2)子ども、障害者等、あらゆる人が住みやすい共生社会の推進	① 女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応 ② 多様な人々の意見が反映しやすい環境の整備	関係各課
(3)震災被災者のストレス軽減、心のケア等の支援	① 交流の場づくりの支援 ② 生きがいづくりの支援 ③ 相談体制の充実 ④ 保健師等による巡回相談の実施	関係各課
(4)地域課題の解決等への支援	① NPOや市民活動団体の立ち上げ、起業等への支援	関係各課

2 男女が共に自立して支え合うまちづくりの推進

施策の方向	具体的施策	施策に関係する 市の部署
(1)あらゆる人の人権が尊重される社会を目指すための広報、啓発	① 広報いわぬま等多様な媒体や機会を通じた広報、啓発	さわやか 市政推進課
(2)様々な人が力を発揮でき、地域活動に参加しやすい環境づくりの推進	① 男女共同参画の視点に立った市民協働の推進 ② 男性の地域活動への参画支援 ③ 退職者の地域活動への参画支援 ④ 地域の町内会、自治会役員等への女性参画の推進 ⑤ 防犯活動・高齢者の見守り活動、子育て支援等地域活動への男女とも多様な年齢層の参加促進	さわやか 市政推進課 関係各課
(3)高齢者、障害者等が住みやすいまちづくりの推進	① 地域と学校、家庭等が連携して、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備 ② 一人暮らし世帯等地域から孤立する可能性がある全ての人や家庭が安心して暮らすための見守り、買い物支援、災害時支援等の実施 ③ 高齢者の積極的な社会参画を促進するための広報、啓発 ④ 障害者が地域で自立して暮らすための日常生活や社会生活の支援	関係各課

3 防災計画・活動における男女共同参画の推進

施策の方向	具体的施策	施策に係る市の部署
(1)男女共同参画の視点に立った防災計画の策定	① 女性委員の登用促進 ② 多様な人々の意見が反映しやすい環境の整備	防災課
(2)防災に関するあらゆる会議等への女性参画の推進	① 防災に関する政策・方針の決定過程への参画拡大 ② 地域の自主防災組織への参画の推進	防災課

4 男女共同参画の視点に立った地域に暮らす外国人への支援

施策の方向	具体的施策	施策に係る市の部署
(1)多文化共生社会の形成促進	① 日本語講座の開催 ② 人権相談所の設置と内容の充実 ③ 外国人や外国人の親を持つ子どもの就学及び就学上の困難に対する実態に即した支援 ④ 多言語での情報提供や相談体制の整備 ⑤ 気楽に集まることのできる場の提供を通じた情報交換や文化交流の推進	さわやか 市政推進課 学校教育課

基本目標Ⅳ 教育の場における男女共同参画の実現

1 あらゆる教育の場における男女共同参画の実現

現状と課題

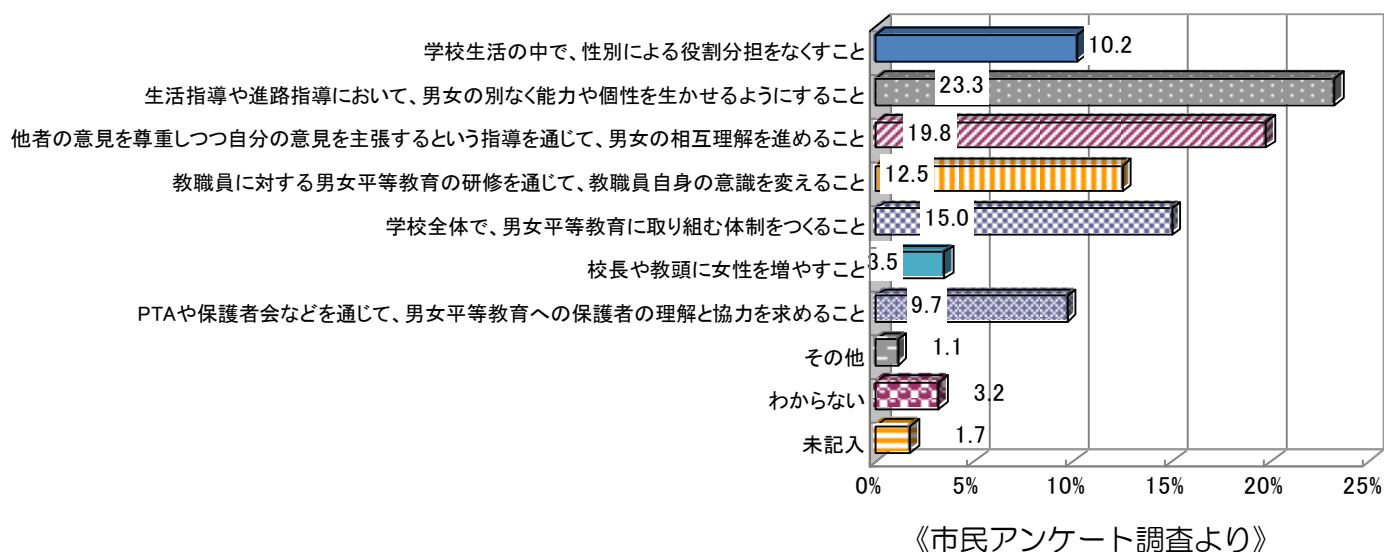
男女共同参画社会を実現させるためには、子どもの頃から男女が互いの人権を認め、尊重し合い、精神的、経済的、生活的に自立することの必要性を自覚できるようにするとともに、性別固定的役割分担にとらわれない意識を育むことが必要です。

学校では、教育内容や指導方法等において性別にとらわれないことがないよう、子どもの個性が尊重されるように配慮する必要があります。また、家庭では、子どもの性別にかかわらず家事や介護に関わる機会を増やすなど、男女とも家庭的役割の重要性を伝えるとともに、思いやりや支え合いの心を養うことが大切です。

これらの教育を通じて男女平等意識を養うことは、男女共同参画社会の基盤をつくることに繋がります。（資料 15）

資料 15

小・中・高等学校における取組むべきこと



施策の展開

1 あらゆる教育の場における男女共同参画の実現

施策の方向	具体的施策	施策に係る 市の部署
(1)将来にわたり、男女の別なく能力や個性を生かせる教育の推進	① 男女の別なく能力や個性を生かす教育内容や生活指導の充実 ② 学校全体で男女平等教育に取り組む体制づくりの推進 ③ 教職員への意識啓発と研修の場の充実 ④ 主体的に情報を収集し、判断できる能力の育成の推進 ⑤ 互いを思いやる教育、人権教育の充実	学校教育課
(2)子どもたちの成長にあわせた地域連携による学習機会の拡充	① P T Aや保護者の活動等を通じた男女平等教育への保護者の理解促進 ② 保育所（園）、幼稚園、学校、家庭等の地域連携による男女共同参画の教育・学習機 会の充実 ③ 人との関わりを重視した地域連携による子どもを見守る体制の構築	子ども福祉課 学校教育課 生涯学習課
(3)健康教育の推進	① 専門機関における相談の充実、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用等学校における相談体制の整備 ② 性に関する教育の充実	学校教育課 さわやか 市政推進課

基本目標Ⅴ 職場における男女共同参画の実現

- 1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保
- 2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 3 職業能力開発の支援

現状と課題

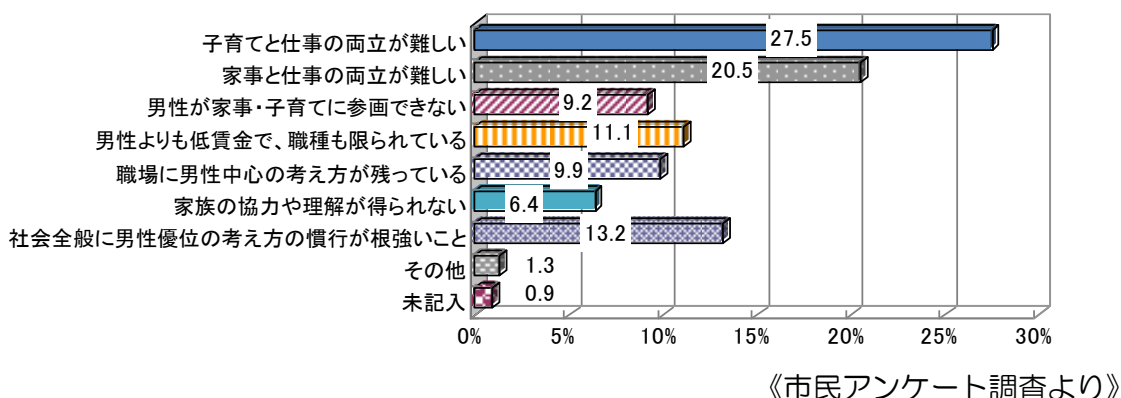
働くということは、1つの生きがいであり、権利であり、また経済基盤として男女を問わず必要かつ重要な行為です。働きたい人が男女の別なく就職できて能力を発揮し、社会で活躍できることは、男女共同参画の1つの柱でもあります。

女性が働き続ける環境は、男女雇用機会均等法など一定の法的整備は進みましたが十分に生かされていないのが実情で、賃金、昇進及び正規・非正規雇用に係る男女間格差は解消されていません。市民アンケート調査でも、「優遇されている性別は」という設問に対し、女性の66%が、男性が優遇されていると回答しています。

また、世帯の所得は減少傾向にあり、出産・育児で退職後に働くことを求める女性の増加、ひとり親家庭の増加と貧困化、ワーキングプア^{※1}の増加が顕著になる中、震災により経済状況や雇用環境が更に悪化し、男女共に失業者が増え雇用対策が優先課題となっています。特に、女性の働く意志を支え、就業を支援する施策を強化しなければなりません。保育所（園）などきめ細かなインフラ整備、職場で増加傾向にあるセクシュアル・ハラスメント対策など、男女共に育児・介護休暇がとりやすい環境づくりが必要です。（資料16）

資料 16

女性が仕事を持つ上での妨げは何か



※1 ワーキングプア：正社員並みあるいは正社員としてフルタイムで働いても、ぎりぎりの生活さえ維持が困難、もしくは生活保護の水準にも満たない収入しか得られない就労者の社会層のこと。

施策の展開

1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
(1)男女雇用機会均等法等関係法令の周知	① 事業者に対する働きかけ ② リーフレット等による啓発	商工観光課
(2)セクシュアル・ハラスメント等の防止	① 国・県等相談機関の周知	商工観光課
(3)ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進	① 関係機関と連携した事業者への啓発 ② 男女共同参画推進に取り組む事業者表彰等の制度検討	商工観光課 さわやか 市政推進課

2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
(1)育児・介護休業法や制度の啓発、利用促進	① 育児・介護休業法や両立支援制度に係る周知・啓発 ② 育児・介護休暇の利用促進のための啓発	関係各課
(2)育児・介護休業制度の利用しやすい職場環境づくりの推進	① 事業者への啓発 ② 育児・介護休暇取得率の高い事業所の取組紹介 ③ 他の企業の模範となるよう岩沼市役所による育児・介護休暇取得の推進	関係各課
(3)ワーク・ライフ・バランスに向けた意識啓発	① 広報いわぬま等多様な媒体や機会を通じた広報、啓発	さわやか 市政推進課

3 職業能力開発の支援

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
(1)職業能力開発に向けた機会及び情報の提供	① 女性の求職の意向やニーズ等の情報提供 ② 再就職のための情報提供	商工観光課
(2)パートタイム労働者等の不安定な雇用環境の改善	① 関係機関との連携による事業者への法律や制度の周知並びに各種情報の提供	商工観光課
(3)ひとり親家庭の就業及び自立への支援	① 経済的支援及び家庭と仕事の両立支援策の優先的な適用 ② 各種関連情報の提供	関係各課

基本目標Ⅵ 農林業・商工自営業における男女共同参画の実現

- 1 経営や運営への女性の参画推進
- 2 起業支援

現状と課題

本市における農林業・商工自営業の実態は、家族単位の経営が多くを占め、加えて、担い手の高齢化や後継者不足の問題を抱えています。そのような中、震災が発生しました。

農家の場合、基盤である農地の回復や確保、農業機械の確保等についての見通しが立たないことへの不安が伺えます（資料１７）。被災の傷をいやしながら、復旧と復興に向かうためには、やりがいと希望を持つための施策が求められています。

農林業においても、商工自営業においても、男女共に意見やアイデアを出し合う環境をつくることによって、意欲や能力ある担い手の育成と確保及び後継者育成につながり、さらには農林業・商工業の発展につながります。

経営のやり方、それぞれの働き方と役割分担、家事・育児・介護等について、家族の中で意見を出し合える環境づくりや風土づくりが課題です。その一方法として、家族経営協定の内容の周知と締結農家を増やす取組の促進が必要です（資料１８）。

また、農業委員や農業協同組合・商工会の役員への女性の参画を増やす施策が求められ、国や県の指導がある中で、特に力を入れるべき課題です（資料１９、２０）。

起業に関しては、女性の視点や経験を生かした事業化のニーズが全国的に高まっている中、本市においても産地直売や加工食品販売等女性のアイデアで起業するケースが増えています。起業は、女性の意識や自立を高め、市全体の経済発展にもつながることであり、情報提供等の支援を強める必要があります。

資料 17 震災後の農家の動向（※東部は津波被害地）

対象：岩沼市全体の農家 1592 名（内 東部 829 名）

回収：721 件 45%（内 東部 441 件 53%）

回答内容：農業をやめたい 30.8%（内 東部 40.6%）

農業規模の縮小を考えている 4.5%（内 東部 5.2%）

農業をするか否か迷っている 13.2%（内 東部 17.2%）

＜岩沼市農政課調べ（平成23年7月12日現在）＞

資料 18 家族経営協定締結状況

東北の家族経営協定締結農家数

（平成24年3月末現在）

岩手県	1,508 戸	福島県	1,091 戸	青森県	956 戸
秋田県	605 戸	山形県	786 戸	宮城県	588 戸

※家族経営協定の締結農家数は、年々増加しているものの、東北6県の中で宮城県は第6位です。

岩沼市と近隣市町の家族経営協定締結農家数（平成24年3月末現在）

岩沼市	3 戸	山元町	18 戸
亘理町	7 戸	名取市	23 戸

※家族経営協定は届出の義務がないため、正確な実態を把握しきれいていません。

資料 19 女性の農業委員数

①女性農業委員のいる農業委員会 27 委員会／35 委員会（宮城県全体）

2名以上女性農業委員がいる委員会 18 委員会／27 委員会

②女性農業委員の数 63 名／713 名（登用率 8.8%）

（平成24年8月1日現在）

③近隣市町村の女性農業委員の数

名取市 4 名／24 名、亘理町 2 名／26 名、柴田町 1 名／14 名

山元町 0 名／15 名（欠員 2 名） 岩沼市 2 名／21 名

④女性農業委員がいない農業委員会（8 市町）

白石市、大河原町、村田町、塩釜市、多賀城市、山元町、七ヶ浜町、大郷町

（平成24年10月1日現在 宮城県農業会議）

資料 20

①岩沼市商工会役員に占める女性の数

4 名／25 名（16%）

②岩沼市農業協同組合役員に占める女性の数

1 名／7 名（14.2%）（平成23年12月現在）

施策の展開

1 経営や運営への女性の参画促進

施策の方向	具体的施策	施策に係る市 の部署
(1)経営参画のための意識啓発及び参画促進	① 研修会・交流会の開催と積極的参加のための環境づくり ② 情報提供と相談への支援	商工観光課 農政課
(2)家族経営協定の普及・促進及び労働条件に関する意識啓発	① 農林業従事者に対する「家族経営協定」の理解促進 ② リーフレット等による農家への情報提供	農政課
(3)農協役員・商工会役員への登用促進に向けた支援	① 農協及び商工会への啓発	農政課 商工観光課

2 起業支援

施策の方向	具体的施策	施策に係る市 の部署
(1)女性の起業による自立支援	① 起業に関する情報提供 ② 起業家相互間、経営者との交流への支援 ③ 相談及び支援体制の充実	商工観光課

第3章 推進体制

市の各部署、関係機関等が一体となって、計画の着実な推進に取り組みます。

1. 庁内推進体制の整備

(1) 岩沼市男女共同参画推進本部の設置

施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、市長を本部長とする男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置し、計画の進行管理等を行います。

(2) 実施状況の点検・評価・公表

本部は、毎年1回、計画の進捗状況等に係る報告書を作成し、公表します。

(3) 男女共同参画推進員の配置

庁内の各部署の横断的な連携・調整を推進するために男女共同参画推進員を配置します。

2. 計画を効果的に進めるための取組

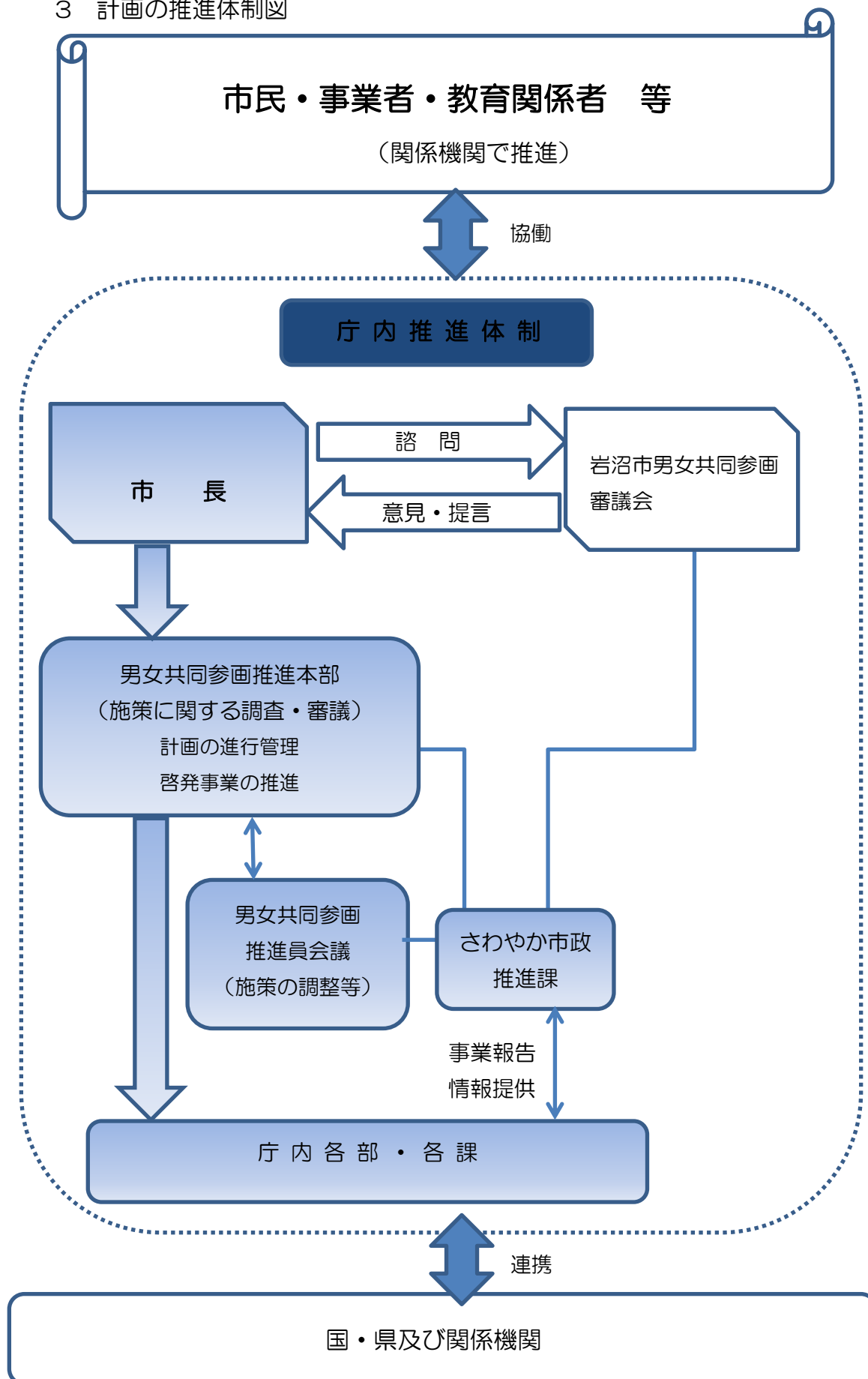
(1) 岩沼市男女共同参画審議会

基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について多様な立場からの意見を踏まえ調査、審議を行い、意見を述べます。

(2) 市民・事業者・市民団体等との協働

自主的活動への支援を行う中で、市民、事業者、市民団体等との協働を図りながら効果的に推進します。

3 計画の推進体制図



資 料

世界・国・県・市の動き（平成11年以降）

年	世界	国	宮城県	岩沼市
1999年 (平成11年)	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	○男女共同参画社会基本法公布施行 ○食糧・農業・農村基本法公布施行	○女性青年課を設置	
2000年 (平成12年)	○国連特別総会女性2000年会議・ニューヨークで開催	○男女共同参画基本計画閣議決定 ○ストーカー規制法公布施行		
2001年 (平成13年)		○内閣府に男女共同参画局設置 ○男女共同参画会議設置 ○配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律交付公布施行	○男女共同参画推進課を設置 ○宮城県男女共同参画推進条例公布、施行 ○男女共同参画審議会設置	
2003年 (平成15年)		○少子化社会対策基本法公布、施行 ○次世代育成支援対策推進法公布、施行	○宮城県男女共同参画基本計画を策定	
2004年 (平成16年)		○「女性国家公務員の採用、登用の促進について」男女共同参画推進本部決定		○「新総合計画」策定（男女共同参画関連の指標を盛り込む）
2005年 (平成17年)	○国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	○「男女共同参画基本法計画（第2次）」閣議決定 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		○「男女共同参画フォーラム2005」inいわぬま
2006年 (平成18年)		○「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」改定		
2007年 (平成19年)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ○「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略とりまとめ ○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
2008年 (平成20年)		○「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ○女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出		○岩沼市男女共同参画推進会議設置 ○市民アンケート調査、事業所ヒアリング調査実施
2009年 (平成21年)	○女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議・最終見解の公表	○男女共同参画シンボルマーク決定 ○「育児・介護休業法」改正	○男女共同参画推進課を共同参画社会推進課男女共同参画推進班に改組	○「岩沼市男女共同参画推進会議中間報告書」提出 ○岩沼市男女共同参画推進会議中間報告書の報告会実施
2010年 (平成22年)	○国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	○「第3次男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定		○男女共同参画推進に向けての提言書についてパブリックコメントを実施し意見を聞く会を開催 ○「岩沼市における男女共同参画の推進に向けての提言書」が男女共同参画推進会議より提出
2011年 (平成23年)	OUN Women 正式発足		○男女共同参画基本計画（2次）を策定	○（仮称）岩沼市男女共同参画推進条例（素案）についての説明会（タウンミーティング） ○（仮称）岩沼市男女共同参画推進条例（案）が男女共同参画推進委員会より提出 ○（仮称）岩沼市男女共同参画推進条例（案）のパブリックコメントの実施 ○男女共同参画推進委員会において男女共同参画基本計画（案）について検討

年	世界	国	宮城県	岩沼市
2012 年 (平成 24 年)				○岩沼市男女共同参画推進条例 施行 ○男女共同参画基本計画（案） が男女共同参画推進委員会より 提出 ○岩沼市男女共同参画審議会設 置
2013 年 (平成 25 年)				○岩沼市男女共同参画基本計画 案が審議会より答申 ○岩沼市男女共同参画基本計画 策定

参考指標 前掲の指標に加えて、広く男女共同参画の推進の状況の参考とします。

項 目	現況（調査年度）
認可保育所（園）の定員数	615名（H23）
延長保育の実施箇所	8（H23）
休日保育等の実施箇所	0（H23）
乳児保育等の実施箇所	9（H23）
一時保育の実施箇所	7（H23）
地域子育て支援拠点事業	2（H23）
ファミリー・サポート・センター数	1（H23）
放課後児童健全育成事業実施数	8カ所（H23）
市指定介護保険事業者数	6（H23）
男女共同参画に関する講演会・講座等の延べ参加人数	65名（H22）
男女共同参画に関わる講座・イベントの数	2回（H22）
DV、セクシュアル・ハラスメント防止講座の実施数	0回（H22）
特定健康診査受診率	53.1%（H22）
市議に占める女性の割合	11.1%（H23）
農業委員に占める女性の割合	9.5%（H23）
岩沼市農協役員における女性の割合	9.0%（H23）
岩沼市商工会役員における女性の割合	16.0%（H23）
スクールカウンセラーを配置している中学校の数	100%（H23）
小中学校のPTA会長に占める女性の割合	25%（H23）
自治会長（町内会長）に占める女性の割合	3.9%（H23）
市の区長に占める女性の割合	3.1%（H23）
子育てしやすいまちだと感じる市民の割合 （次世代育成支援行動計画ニーズ調査より）	54%（H21）
家庭生活において男女の地位が平等だと思う人の割合 （平成21年1月実施 市民アンケート調査より）	33%（H20）

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を注視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(以下略)

岩沼市男女共同参画推進条例（平成24年条例第1号）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条）

第3章 市、市民、事業者及び教育関係者の責務（第4条―第7条）

第4章 男女共同参画を推進するための基本的施策（第8条―第17条）

第5章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第18条・第19条）

第6章 男女共同参画審議会（第20条―第23条）

第7章 雑則（第24条）

附則

岩沼市では、男女共同参画社会の実現に向けて、市民の参画により様々な取組が進められてきた。しかしながら、依然として性別による固定的役割分担意識や、これに基づく社会慣行が存在し、真の男女共同参画社会実現のためには、市、市民、事業者及び教育関係者が一体となり、総合的に取り組むことが求められている。

また、我が国では急速な少子高齢化、雇用不安、虐待、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）、多様な性のあり方等、様々な問題が顕在化し、男女共同参画社会の形成は重要な政策課題になっている。

男女が互いにその人権を尊重し、共に責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と

能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、「誰もが輝けるまち、いわぬま」を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の「男女の人権の尊重及び平等の理念」に基づき、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者及び教育関係者の責務並びに基本的施策を明らかにすることにより、男女共同参画社会の実現を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内へ通勤又は通学する者及び市内で活動する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 教育関係者 学校教育、社会教育その他あらゆる教育現場に関わる者をいう。
- (5) DV 配偶者、恋人等の身近な者から受ける身体的、性的、精神的、経済的な暴力をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的及び性差別言動により、相手方に不快感若しくは不利益を与え、又は就業その他の生活環境を害することをいう。
- (7) ワーク・ライフ・バランス 「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら家庭生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることをいう。
- (8) 積極的改善措置（ポジティブアクション） 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれかの一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

第2章 基本理念

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的にも間接的にも性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及び性同一性障害がある人、その他多様な性を持つ人の人権についても配慮すること。
- (2) 暴力の根絶 男女が互いに人権を尊重し、DV、セクシュアル・ハラスメント等の男女間のあらゆる暴力的行為の根絶が図られるように努めること。
- (3) 社会における制度又は慣行の見直し 性別による固定的な役割分担意識から生まれる社会における制度又は慣行の見直しに努め、男女が多様な生き方を選択することができるように配慮すること。
- (4) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、政策及び方針の立案並びに決定の場に共同して参画する機会が確保できるように配慮すること。

- (5) 家庭生活、学校、職場等の活動の両立 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活、学校、職場、地域等の活動を両立させることができるようワーク・ライフ・バランスに配慮すること。
- (6) 国際的協調 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向に留意するとともに、地域在住外国籍の市民の人権保障及び男女共同参画の実現に配慮すること。

第3章 市、市民、事業者及び教育関係者の責務

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、教育関係者、国・県及び他の地方公共団体と協働し、連携を図りながら取り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画を実施するための必要な体制の整備に努めるとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が職場及び家庭生活における活動を両立させるための職場環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、事業活動における男女共同参画の取組状況に関し、市長から報告を求められたときは、協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、教育を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 教育関係者は、性別に関わりなく能力、個性を生かせる教育及びその啓発並びに男女平等の教育の推進に努めなければならない。
- 3 教育関係者は、教育における男女共同参画の取組状況に関し、市長から報告を求められたときは、協力するよう努めなければならない。

第4章 男女共同参画を推進するための基本的施策

(基本計画の策定)

第8条 市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民の意見が反映できるよう適切な措置を講ずるとともに、第20条に規定する男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
 - 3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- (施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、若しくは変更し、又は実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第10条 市は、基本理念に関する理解を深めるため、市民、事業者及び教育関係者に情報の提供、広報啓発活動その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育の分野における措置)

第11条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等意識の醸成、個性及び能力の育成等の男女共同参画の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(農林業、商工業等の分野における措置)

第12条 市は、農林業、商工業等の分野において、男女が、個人として能力を十分に発揮し、正当に評価され、対等な構成員として経営活動をし、地域における活動に参画する機会が確保されるための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(活動への支援)

第13条 市は、市民、事業者及び教育関係者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言、人材の育成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(積極的改善措置(ポジティブアクション))

第14条 市は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じているときは、市民、事業者、教育関係者等と協力し、積極的改善措置(ポジティブアクション)が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、法令、条例等に基づく附属機関若しくはこれに準ずる機関における委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置(ポジティブアクション)を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関し、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(報告書の作成及び公表)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(苦情及び相談)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者からの苦情並びに相談について適切な処理に努めるものとする。

第5章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第18条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、DV、セクシュアル・ハラスメント等性別による権利侵害をしてはならない。

3 何人も、性同一性障害がある人等に対しての人権侵害をしてはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性的な暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第6章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

第20条 市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、岩沼市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について必要に応じ調査し、市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第21条 審議会は、10人以内の委員で組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満にならないように努めるものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 男女共同参画に関しての識見を有する者

(2) 公募に応じた者

(3) 関係機関を代表する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年条例第5号）の一部を次のように改正する。

(以下略)

計画策定までの経過

平成 20 年 6 月	岩沼市男女共同参画推進会議発足。
平成 22 年 2 月	岩沼市男女共同参画推進会議より、「岩沼市における男女共同参画の推進に向けて」提言書が提出される。
平成 22 年 5 月	岩沼市男女共同参画推進委員会設立。 条例案等の検討に着手。
平成 23 年 2 月	タウンミーティング「男女共同参画推進についての意見交換会」開催。
平成 23 年 7 月	岩沼市男女共同参画推進委員会から、（仮称）岩沼市男女共同参画推進条例（案）が市長に提出される。
平成 23 年 9 月	男女共同参画推進条例（素案）に対するパブリックコメント募集。
平成 24 年 3 月	岩沼市男女共同参画推進条例制定。
平成 24 年 3 月	岩沼市男女共同参画推進委員会から、（仮称）岩沼市男女共同参画基本計画（案）が市長に提出される。
平成 24 年 6 月	岩沼市男女共同参画推進本部設置（庁内組織）。
平成 24 年 7 月	岩沼市男女共同参画審議会設置。 推進委員会から提出された案を基に検討着手。
平成 25 年 2 月	男女共同参画基本計画素案に対するパブリックコメント募集。
平成 25 年 6 月	岩沼市男女共同参画基本計画（案）を市長に答申。
平成 25 年 7 月	推進本部会議において岩沼市男女共同参画基本計画を決定。

岩沼市男女共同参画審議会委員

(敬称略：五十音順)

氏 名	職	備 考
阿 部 裕 二	会 長	東北福祉大学教授
熊 沢 由 美	副会長	東北学院大学准教授
岡 崎 文 彦	委 員	町内会関係者
加 藤 博 子	委 員	公 募
鎌 田 弘	委 員	公 募
菊 地 忍	委 員	社会教育関係者
郷 内 妙 子	委 員	農業関係者
小 林 修 子	委 員	学校教育関係者
小 松 浩 義	委 員	商工業者
渡 邊 美恵子	委 員	家庭教育関係者